

障害福祉計画（第3期計画）の策定について

1 計画の位置づけ

第3期障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条に規定する計画であり、流山市の障害者施策の障害福祉サービスの供給体制の確保に関する目標等を定める計画です。

2 計画の期間

平成23年度に策定する次期計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間の第3期障害福祉計画とするものです。

3 策定の理念

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を目指します。

共生社会においては、障害者は社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働してまちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とします。

4 計画の概要

(1) 障害福祉サービスの実施状況

(2) 障害福祉サービス等の見込み量

(3) 障害福祉計画の計画期間

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
流山市障害 者計画	第三次 計画	第四次計画					
流山市障害 福祉計画	第1期 計画	(第2期計画)			(第3期計画)		